

令和2年5月29日

米沢キャンパス附属施設を利用する企業の皆様

米沢キャンパス長  
中島 健介

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた附属施設の利用について（通知）

平素より、本キャンパスの研究活動に、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、政府の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたこと等から、米沢キャンパスにおいても活動制限レベルを見直しました。

つきましては、附属施設（※）を利用されている企業の皆様におかれましても、キャンパス内の研究室及び実験室等を利用する際は、下記にご留意いただき、活動くださるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の対象期間は、令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）としますが、状況によっては変更の可能性がございますことを申し添えます。

記

1. 研究活動並びに生産活動に必要な立ち入りは、利用登録している利用者のみに関り、それ以外の立ち入りは禁止する。
2. 立ち入る際には、それぞれの事業者において次の事項を遵守する。
  - ① 立ち入り者の入構時刻・退出時刻を記録し、情報開示を求められた際に提示できるようにする。（セコムカードを貸与している者も同様とします）
  - ② 立ち入り者の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県とされていた5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への移動については、6月18日までは必要性を慎重に判断する。なお、出張した場合は、三密を避け、行動履歴を記録しておくこととする。
  - ③ イベントは、原則オンラインにより実施する。
  - ④ 学外者の来訪において、5都道県に現に居住する者や主に当該地域で活動している者については、6月18日までは受け入れを慎重に判断する。
3. 来訪者を受け入れた場合は、日時・立ち入り場所等を記録しておくこと。

※対象となる附属施設

- ・有機材料システムフロンティアセンター
- ・有機エレクトロニクスイノベーションセンター（xEV 飯豊研究センター含む）
- ・国際事業化研究センター
- ・有機材料システム事業創出センター
- ・グリーンマテリアル成形加工研究センター